

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について
- 日程第 5 報告第 2 号 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について
- 日程第 6 報告第 3 号 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について
- 日程第 7 報告第 4 号 平成24年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町一般会計補正予算第11号）
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第3号）
- 日程第10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第 1 号 表彰について
- 日程第12 議案第 2 号 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて
- 日程第13 議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第14 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第15 議案第 5 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第16 議案第 6 号 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 発委第 1 号 遠軽町議会基本条例の制定について
- 日程第18 一般質問
- 日程第19 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その1（繰越））
- 日程第20 議案第 8 号 工事請負契約の締結について（平成24年度東2線道路防雪工事（防雪柵）（繰越））
- 日程第21 議案第 9 号 工事請負契約の締結について（平成24年度栄行団地公営住宅建設工事（2号棟）（建築主体）（繰越））
- 日程第22 議案第10号 工事請負契約の締結について（平成25年度旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事）
- 日程第23 議案第11号 工事請負契約の締結について（平成25年度やまなみ団地

地域優良賃貸住宅建設工事（建築主体）

- 日程第 2 4 議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度南小学校大規模改修工事（建築主体）その 1）
- 日程第 2 5 議案第 1 3 号 財産の取得について
- 日程第 2 6 発議第 1 号 遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 7 意見案第 1 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 日程第 2 8 意見案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 2 6 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第 2 9 意見案第 3 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第 3 0 意見案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

## 平成 2 5 年 第 4 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 6 月 1 1（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |         |         |   |
|---------|---------|---|
| 日程第 1   |         | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第 2   |         | 会期の決定について   |
| 日程第 3   |         | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明   |
| 日程第 4   | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について  |
| 日程第 5   | 報告第 2 号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について   |
| 日程第 6   | 報告第 3 号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について  |
| 日程第 7   | 報告第 4 号 | 平成 2 4 年度遠軽町一般会計繰越明許費について   |
| 日程第 8   | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年度遠軽町一般会計補正予算第 1 1 号）                    |
| 日程第 9   | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号）                |
| 日程第 1 0 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号）               |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 号 | 表彰について  |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて                                       |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について                                       |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について   |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 号 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 号 | 平成 2 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）                                       |
| 日程第 1 7 | 発委第 1 号 | 遠軽町議会基本条例の制定について  |
- 

#### ◎出席議員（17名）

《平成 2 5 年 6 月 1 1 日》

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	3番	清野嘉之君
	4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
	6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
	10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
	12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
	14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（1名）

2番 今村則康君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
総務部参与	岡村宏君	民生部長	村本秀敏君
経済部長	大河原忠宏君	経済部技監	松井雅弘君
総務課長	寒河江陽一君	情報管財課長	岩山靖彦君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
ジオパーク推進課長	鴻上栄治君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	会津靖朗君
農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	伊藤雅彦君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
建設課主幹	高橋弘章君	水道課長	岸野博美君
水道課参事	久保英之君	会計管理者	小野寺健君
保育課長	菊地隆君	丸瀬布総合支所長	小谷英充君
白滝総合支所長	荒井正教君	生田原総合支所産業課長	大辻祐一君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
教育部次長	藤江敏博君	社会教育課長	中村哲男君
図書館長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君
社会教育課参事	大貫雅英君	監査委員事務局長	舟木淳次君

《平成25年6月11日》

農業委員会事務局長 安江陽一郎君 選挙管理委員会事務局長 舟木淳次君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長 太田守君 事務局主幹 河本伸二君  
庶務・議事担当係長 小玉美紀子君

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成25年第4回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。

なお、今村議員より、欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成24年度及び平成25年度例月出納検査の結果、教育委員会点検・評価報告、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第18までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩澤議員、奥田議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成25年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月6日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月13日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月12日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月13日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月13日までの3日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成25年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

天候不順による観光、農業への影響についてであります。4月27日にオープンした太陽の丘えんがる公園並びに丸瀬布森林公園いこいの森については、ゴールデンウィーク中、降雪、降雨、そして異常な低温により、観光客の動きもほとんどない状況にありました。

また、農作業に大幅なおくれが出ており、バレイショの植えつけやてん菜の移植は2週間以上のおくれとなっております。

このような状況にありましたので、えんゆう農業協同組合と連携し、要請がありました生田原地域の農家2戸に、5月27日、28日の2日間、職員延べ11人を派遣し、農作業の援助を行ったところです。

これ以上、農業に影響が及ばないよう、天候が回復し、農作物が順調に生育することを願うとともに、万全な対応がとれるよう関係機関と連携を図ってまいります。

次に、児童死亡に係る損害賠償請求事件についてであります。これまでに10回にわたり口頭弁論が行われ、6月3日、札幌地方裁判所において、遠軽町に110万円の支払いを命じる判決が言い渡されました。今後においては、原告の動向等も踏まえ、対応してまいります。

《平成25年6月11日》

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までについては、株式会社生田原振興公社、株式会社遠軽農業振興公社及び株式会社フォーレストパークにおけるそれぞれの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものです。

報告第4号の平成24年度遠軽町一般会計繰越明許費については、平成24年度遠軽町一般会計予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の確定に伴い、平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号の専決処分の承認を求めることについては、国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金等の確定に伴い、平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号の専決処分の承認を求めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについては、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号及び議案第4号については、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約及び北海道市町村総合事務組合規約について、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、それぞれの規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第5号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次に、議案第6号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については寄附者の御意志に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、コミュニティ助成事業補助金、保育所嘱託職員報酬、認定こども園整備事業補助金、南町39号線通道路改良舗装工事、地域防災組織育成助成事業補助金に係る経費等を計上したところです。

《平成25年6月11日》



以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結等の追加議案を提出させていただく予定でありますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明をいたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第4回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が、平成24年度の事業報告書、別紙2が平成25年度の事業計画書であります。

それでは別紙1の第22期（平成24年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況について、要約して御報告いたします。

当期における国内経済は、国内の構造的課題や国外の外的要因が重なり、我慢の経済状況でありました。また、道内観光も震災の自粛ムードが和らぐ中、自動車燃料の高騰などにより旅行控えが起きました。このような状況にあって、当振興公社も厳しい運営となりました。

ノースキング入浴利用につきましては、ペアの日、各種セット券、ポイントカード、年間パスポートなどによりリピーターの確保に努めるとともに、ラジウム岩盤浴についてもポイントカード、お得キャンペーンの実施、宿泊客への利用を勧めるなどリピーターが増加するよう努めました。年間の利用実績は5万1,131人となり、前期と比較して1,817人の増加となりました。

次に、ノースキング宿泊利用者についてであります。インターネット予約サービスを行うことにより、空室状況の確認、宿泊予約ができるほか、ホームページの「今日の生田原」というコーナーで、毎日、生田原の風景など写真を掲載し、ホテルだけでなく地域のPRも図っています。年間宿泊者数は8,820人となり、前期と比較して161人の減少となっております。

《平成25年6月11日》

なお、繁忙期の満室の際には、研修室などにも宿泊を受け入れるなど、集客の活動に努めております。

2ページをお開き願います。

レストラン利用者についてであります。

昨年11月25日をもって、レストランの業務委託契約の解除の申し入れがあり、取締役会など協議した結果、公社の直営で運営することとなりました。

なお、町が11月26日からレストランの改修工事を行い、12月13日にリニューアルオープンし、利用するお客様から大変好評をいただいております。年間の利用実績は3万4,316人となり、前期と比較して1,165人の減少となりましたが、リニューアル後の4カ月で比較しますと、1,438人の増となっております。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者につきましては、イベントや企画展を開催するとともに旅行者への営業、販売促進に努めました。しかし、大型連休に平日が挟まったことなどは集客に大きく影響し、年間の利用実績は2万205人となり、前期と比較しまして305人の減少となりました。売店売り上げなどにつきましては、売れ筋商品を研究し、地域の商品を仕入れ、売店のレイアウトを変えるなど工夫し、販売に努めてまいりました。さらには、館内の販売だけでなく、えんがる町観光協会や民間業者への積極的な営業を行い、木の砂場、生キャラメルなど、販売に努力いたしました。

個人消費の低迷が続き、その結果、売店売り上げとその他売り上げを合わせて3,830万円となり、前年と比較いたしまして77万円の増となりました。

一般管理費につきましては、日ごろより経費節減に努めてきましたが、レストランが直営となり、さまざまな経費が重なり、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドを含め1億3,493万円となり、前期と比較して1,428万円の増加となりました。レストランを含めた総体の売り上げといたしましては1億5,813万円、経常損益はマイナス1,055万円と、増収減益となりました。

以下3ページ、年間集客数、役員会等、会社の概要、4ページ、役員名簿、従業員の状況、5ページ、株主名簿、6ページ、ノースキング及びちゃちゃワールドの利用実績につきましては御参照願います。

次に、7ページ、貸借対照表について、資産の部より御説明いたします。

流動資産については、現金及び預金から未収金まで合わせて2,520万9,661円。固定資産は、有形固定資産のリース資産と建物で合わせて26万7,618円。無形固定資産は、電話加入権で7万6,440円。投資などは出資金の1万円で、資産合計は2,556万3,719円であります。

次に、負債の部についてであります。流動負債は買掛金から納税引当金まで合わせて2,983万6,917円で、同額が負債合計であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては資本金3,000万円、利益剰余金の利益剰余金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス3,597万3,1

98円で、純資産合計はマイナス427万3,198円であります。

これによりまして、負債、純資産の合計は、資産合計と同額の2,556万3,719円  
であります。

8ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書について御説明いたします。

純売上高は、売上で1億5,813万4,104円、売上原価は期首棚卸高に仕入を加え、  
期末棚卸高を差し引いた3,394万5,588円で、売上高から売上原価を差し引いた  
売上総利益は1億2,418万8,516円であります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給与手当から雑費まで合わせて1億3,492万  
9,327円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業損失は1,074万811円  
あります。

営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで合わせて42万5,376円で、営業外  
費用は支払利息の23万2,031円ありますので、営業損失は営業外利益を減じ営業  
外費用を加えますと、営業損失は1,054万7,466円あります。

経常損失は、経常損失に法人税等充当額20万6,000円を加えますと、当期純損失  
は1,075万3,466円あります。

10ページをお開き願います。

このページは、損益計算書の売上明細であります。お目通しをお願いいたします。

11ページ、株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金は170万円については変動ありま  
せないので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス2,521万9,732円、  
当期純損益金がマイナス1,075万3,466円ありますので、当期末残高はマイナス  
3,597万3,198円となります。

以上により、株主資本合計はマイナス427万3,198円となり、純資産合計も同額  
であります。

12ページをお開き願います。

監査報告書につきましては記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2の第23期（平成25年度）事業計画について御説明いたします。

事業期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

まず、ノースキングにつきましては、平成25年度から平成27年度まで3年間指定管  
理者の指定を受けておりますので、協定書に基づき施設の管理、運営を行い、宿泊・入浴  
等の利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しておりますので、

《平成25年6月11日》

入館料の徴収業務、企画展の開催のほか、木のおもちゃづくりの指導や物品の販売促進に努めてまいります。

また、観光協会等の団体と協力し、町民との交流を図るほか、民間企業などの連携により、地場産品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針について記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3ページをお開き願います。

平成25年度「株式会社生田原振興公社」の収支計画書について説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は入浴売上から受取委託料まで2億952万円を見込んでおります。

営業外収益は、住宅家賃収入と雑収入で31万円を見込み、収入合計は2億983万円の計画となっております。

次に、支出についてであります。仕入は5,390万円。販売費及び一般管理費は、人件費として職員給料手当から旅費交通費まで7,230万円。維持物件費は、水道光熱費から減価償却費まで7,057万円。諸費は、交際費から雑費まで767万円を見込み、合わせて1億5,054万円であります。利益を539万円と見込み、支出合計を2億983万円とした計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第1号の質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 1点だけ質問いたしますが、生田原振興公社については平成25年度は経営の安定に努めていくとなっておりますけれども、7ページの前年のバランスシートですけれども、これによると繰越利益剰余金が、マイナスの3,500万円を超えております。それで25年度は経営の安定を図るということですが、具体的にどういうふうに安定を図るのか、それから繰越利益剰余金のマイナス分をどうやって縮めていくかというのが、経営安定につながると思うのですが、その具体的な考え方というのを聞かせてください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 今の御質問にお答え申し上げます。

ノースキングの利用者数につきましては、平成23年度の震災の自粛ムード及び浴場の改修に伴った休業の影響により利用者が減少して、まだ回復しておりません。同じく宿泊についても、震災後の自粛ムードに落ち込んでから回復しておりません。

さらには昨年、先ほど申し上げましたけれども、レストランの委託業者の撤退により家賃収入の減、これが302万円。レストラン運営を直営に変更したことによるレストラン運営に伴う人件費、消耗品費などの支出等が12月から3月までの約4カ月の中で、レストラン単体の損益計算では487万円の損失となっております。しかし、12月から3月までのレストランの入り客数につきましては、前年度の入り客数を超えておりますから、

この辺のところに期待をしたいというふうに考えております。

また、資本金を超える累積債務についてですが、公社のほうでメインバンクと協議し、対応していると聞いておりますので、そちらの結果を待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） メインバンクと交渉しているということなのですけれども、遠軽町は筆頭株主として、それについてはどのように方針をこうしたらいいという株主の考え方として、どのように表明しているかということをお聞かせいただけますか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 先ほどの御質問の答え、ちょっと欠落してましたので、まずそちらのほうから御報告申し上げますけれども、平成25年度の収支につきましては、6月4日開催の株主総会で役員報酬の減額が議決されておまして、前年度850万6,000円の実績から、25年度の予算といたしまして514万円へ減額することとしております。

町から公社への部分につきましては、6月4日の株主総会に経済部長が出席しており、経営者側のほうへ累積債務の早期の改善を求め、意見を出しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） お尋ねします。25年度の収支計画書なのですが、おおむね前年実績105%増というふうに見込んでいると思うのですが、その5%というのは単なる希望的観測なのか、何か根拠があつての5%なのかという部分が1点。

それから、レストラン売り上げ、前年度は確かに工事等がありまして、レストランの売り上げが少なかったと思うのですが、おおむね400%以上、前年度1,500万円に対して6,500万円という計画を立てていますが、その根拠を教えてください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） まず1点目の目標の105%という数字の関係でありますけれども、これにつきましては平成22年度実績を実績並みに入り客を見込んでの105%であります。

2点目につきましては、レストラン経営自体が昨年12月13日からということになっておまして、本年度につきましては1年間を通じてやるということになっておりますので、この数字の見込みとなりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 高橋議員に引き続いて計画の中の25年度の計画についてお伺いしたいと思いますけれども、105%の前年比に対して目標値として、それなりの努力

目標というのを掲げるのは当然だと思いますけれども、この事業報酬の中に、そうしたら105%になるための具体的なことというのは余り書いていないのですね。例えば、公的な公の施設だからサービスに努めるとか、そんな抽象的なことしか書いて、羅列はされていないのですよね。これだと、毎年変わらない事業方針で目標数値だけ、努力目標値として上げていくということしかなくなっていかないと思うのですね。ですから、具体的に105%にするために、例えば交通機関あそこ列車と路線バスも少し走っていますけれども、ほとんど車で来る方しか集客できないのですよね。

そういう点では、その改善をどうやってやっていくかと、そういうことで目標数値を上げていくとか、そういうことをこの事業方針の中に入れておかないと、あくまでも数字は目標値だけで、経営が厳しい、運営が厳しかったという結果にしかつながっていかないと思うのですね。ですから、これはできるかどうかは別として、例えばバスを中古でもいいから購入して送迎するとか、そんなことができないものかどうか、これは経費の問題いろいろありますけれども、そういうことをすれば例えば湯治客や何かでも呼べるとか、あるいはちょっとした地域の新年会や何かでも送迎で連れてこれるとか、そういう取り組みができていくのではないかなと思うのですけれども、その辺については取締役会とか、そういうところでは全然議論はされていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまいただきました御質問の部分ですが、提案としましてバスでの送迎等を考えていないのかという部分につきましては、取締役会の中では議論となりませんでした。ですが、今後において公社のほうと協議をしていきたいというふうに思います。

あと、平成25年度の具体的な収支目標の実現するための努力の部分についても公社のほうと、十分協議してまいりたいと思っています。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） バスを購入するとか、要は送迎するという事、何か公的な施設だからそういうものはだめとか、何か規制はないのですよね、ありますか、その辺確かめてください。規制があるのにやれとは言いませんから。もしそういうものがなければ、いろいろな方法を考えられると思いますので、検討していただければというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御意見につきましては、貴重な御意見としてとらえさせていただきます、バスの部分を検討する際には、その辺のところも十分検討させていただき、考慮の中に入れてたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について終わります。

---

◎日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成24年度の事業報告書、別紙2が平成25年度事業計画書であります。

それでは、別紙1の第23期（平成24年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

事業の概要について、要約して御報告いたします。

今期における原料となる農作物につきましては、春先から天候不順のため管理が非常に困難な状況でありましたが、主力のカボチャについては一部品質の低下があったものの、平年以上の収量を確保してございます。

農作物の取扱加工実績数量では、受託加工を除く計画数量に対し、103.5%となる数量を確保しております。

売上高につきましては、委託加工料を除き対前期334万円増の1億6,048万円、經常利益では対前期320万円減の109万円となり、増収減益となっております。

町からの受け入れ補助金1,400万円につきましては、継続事業で実施してきた老朽化に伴う加工施設の改修費用等に充当した結果、純資産額で対前期68万円増の823万円となり、債務超過のさらなる解消が図られたところです。

以上が、株式会社遠軽農業振興公社の今期における事業の概要でございます。

次に、2ページ、庶務の概要、3ページ、株主名簿及び役員名簿につきましては記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

4ページをごらんいただきます。

原料・加工実績であります。ハウレンソウからブロッコリーまで、公社独自加工分として原料受け入れ実績で対計画101.2%、96万8,784キログラム、公社加工数量では対計画103.5%、58万6,950キログラムの実績となっております。

5ページは、貸借対照表でありまして、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から貸倒引当金まで合わせて1億1,462万8,068円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資、その他の資産合わせて

《平成25年6月11日》

4,239万6,319円で、資産の部合計は1億5,702万4,387円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は買掛金から未払給与まで合わせて1億4,741万1,709円、固定負債が長期リース債務138万225円で、負債の部の合計は1億4,879万1,934円であります。

次に、純資産の部であります。株主資本が823万2,453円、資本金5,000万円、利益剰余金、繰越利益剰余金が同額のマイナス4,176万7,547円となりまして、純資産の部合計が、株主資本と同額の823万2,453円であります。これによりまして、負債、純資産の部合計は、資産の部合計と同額の1億5,702万4,387円あります。

6ページをごらん願います。

次に、損益計算書について御説明いたします。

売上高であります。売上高から売上値引戻り高まで1億7,198万9,323円、売上原価は期首製品棚卸高から期末製品棚卸高まで1億4,578万3,653円となり、売上総利益は2,620万5,670円となります。販売費及び一般管理費が2,241万3,179円ありますので、差し引き379万2,491円が当期の営業利益であります。営業外収益につきましては、受取利息から雑収入まで9万1,553円、営業外費用は支払利息割引料で279万1,339円ありますので、差し引き109万2,705円が経常利益となります。

この経常利益と特別利益として受け入れ補助金の額2,573万4,027円を合わせた額から、固定資産除却損、固定資産圧縮記帳損を合わせた特別損失2,574万6,389円を差し引きますと、税引前当期純利益は108万343円となり、法人税及び住民税額40万225円を差し引いた額68万118円が当期純利益であります。

次に、7ページ、製造原価報告書、8ページ、販売費及び一般管理費明細書であります。説明は省略させていただきますので、お目通し願います。

9ページ、株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は資本金が5,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高がマイナス4,244万7,665円で、当期変動額が68万118円ありますので、当期末残高はマイナス4,176万7,547円となっております。

株主資本の合計であります。当期首残高が7,552万335円で、当期変動額が68万118円ありますので、当期末残高は823万2,453円となります。

純資産合計の当期末残高も同額の823万2,453円あります。

10ページは、監査報告でありますので、お目通し願います。

続きまして、別紙2、第24期（平成25年度）事業計画について御説明いたします。

事業の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの計画となっております。

1ページをお開き願います。

《平成25年6月11日》



事業方針について、要約して御説明いたします。

第24期につきましては、長く続いたデフレ状況から脱却できず、加えてTPP問題や消費税の引き上げなど大きな課題に直面しておりますが、経営の健全化を目指す消費者や取引先のニーズに応える製品づくりに努めてまいります。

主原料のカボチャについてはこれまで同様、地場産を中心として優良な原料を確保するとともに、その他取扱品目についても品質向上に重点をおき、製造販売の増を図ってまいります。

また、昨年まで2年間の継続事業で、加工場施設内が整備されたことで取引先から高評価を得ておりますが、各種製造に係る使用機械の老朽化も進んでおり、計画的な整備または更新の検討を進め、本年度も経費節減を図りながら、経営の健全化に努めてまいります。

以上が、平成25年度の事業方針であります。

2ページをごらん願います。

原料加工計画書について御説明いたします。

今年度につきましては、チンゲン菜から小松菜まで原料数量を1,031トン、加工数量を634.1トンを見込んでおり、受託加工につきましては、タマネギの原料処理量を524トン、加工数量を362.2トンを見込んでおります。

3ページは、製造原価でありまして材料費6,015万円、給与等の労務費4,795万円、外注加工費100万円、消耗品費から雑費まで製造経費が4,695万円でありまして、製造原価の総額が1億5,605万円の計画でございます。

次のページをごらん願います。

販売費及び一般管理費でありまして、業務委託管理費から福利厚生費までの人件費1,033万円、消耗品費から雑費までの経費が1,304万円でありまして、販売費及び一般管理費の総額2,337万円の計画であります。

次のページ、見積損益計算書であります。純売上高は売上高、委託加工料で1億8,600万円、売上原価として当期製品製造原価1億5,605万円でありまして、差し引き売上純利益は2,995万円の見込みであります。販売費及び一般管理費を2,337万円と見込み、今期の営業利益は658万円の計画であります。営業外収益は受取利息を1万円、営業外費用の支払利息割引料を290万円とし、経常利益を369万円と見込んでおります。特別利益につきましては、本年度、町からの受け入れ補助金1,400万円で、冷凍施設並びに機械・器具等の改修整備を整備費として充当し、特別損失として同額を固定資産圧縮記帳損の処理をすることとしております。税引前当期利益を経常利益と同額の369万円、法人税及び住民税を40万円と見込み、当期利益は329万円の計画であります。

これによりまして、当期末処理利益・損失は329万円を見込んでいます。

《平成25年6月11日》

以上で、株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第2号の質疑を行います。

高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 一つだけちょっと、中身を見ていて気になるところがあるのですけれども、水道光熱費というのが製造原価報告書と、それから販売費及び一般管理費明細書の中にあるのですけれども、いずれも水道の使用料金がこれだけいろいろな作業をしている中で、随分水道料が少ないなというふうに考えるのですけれども、間違いはないでしょうか。

それから、販売費、今年度の部分は680万円も上がっているのですよ。販売費及び一般管理費で。ところが前年度のを見ると、5万3,896円と15万574円しか水道光熱費というのが上がってないのですけれども、どういうふうな計算になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 公社の工場につきましては地下水を使っておりますので、水道料金はそんなにかかっていない。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） ですよ、昨年度はそうなのです。15万円と5万3,000円なのです。今年度に、いきなり600万円も出ているものですから、どういうことなのでしょうかとこのことをまずお聞きしたかったのです。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

---

午前10時53分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 水道光熱費につきましては、昨年とほぼ金額は変わりございません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ちょっと教えていただきたいのですが、接待交際費大体毎年40万円ぐらい見ているのですが、主にどのような状況下でお使いになるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 会社内部のことですので、こちらでは承知してございません。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

《平成25年6月11日》

○14番（阿部君枝君） 例えば、この中に慶弔費とか、そういうものも入っているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 詳細については、私どもで把握しておりませんのでわかりません。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） では、監査の方もいらっしゃるので、支障のない程度でお聞かせいただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

---

午前10時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 接待交際費につきましては、製品の取引先とのおつき合いですとか、それから慶弔費等も含まれるというふうに思われます。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） 農業振興公社の将来的なビジョンについてお伺いしたいと思うのですが、ふぁーらいとを切り離してもう六、七年ぐらいになるのでしょうか、ちょっと正確に今、記憶が掘り起こせないでいるのですが、累積債務も少しずつではありますけれども、減らしてきているという状況の中で、これから5年先、10年先を見据えて、農業振興公社をどのような形で運営をされていくのか。遠軽町として、筆頭株主として、どのような方向に導いていくのか、そういったビジョンはお持ちなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 農業振興公社につきましては、平成22年度に補助金を支出してございます。22年度に、23年度から25年度までの債務負担行為も議決をいただいております。この目的につきましては、民間移行を進めるということで議決をいただいております。主要の中身については、借入金の償還、それから施設の改修に充てるということになっておりまして、ことし25年度、最終年度でございますけれども、今年度まで施設の改修、それから借入金についても充当ということで今やっている最中がございますので、25年度まで、本年度末まで、それを実施するというところでございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 農業振興公社につきましては、長い歴史の中で本日を迎えているところでございます。これは三セクで進んでおりまして、当然、これを発足するときに

は町も出資した中で目的というのがありまして、これにつきましてやはり町の農業振興、さらに雇用、今20名ほどでしょうか、23名ほどおります。時期によっては30名ぐらいになるときもございます。そういった意味で、農業から雇用まで町を支えているというのが、過去から現在においての一致した見解であります。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 私がお聞きしたいのは過去の歴史ではなくて、この先をどうしていくのか。先ほど申し上げたように、5年先、10年先を見据えて、先ほど安藤課長のほうから累積債務解消のためにというお話がありました。これが今年度最終年度ということで、この次に向けて、ではどうしていくのでしょうかということをお聞きしているわけですので、そのあたりのことをお話を願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 遠軽町に1次産業として農業が続いていく限り、やはりこれらを受けて加工・販売していくというものが必要であると思っております。これについて、経営上の問題は今お話がありますけれども、徐々にではありますが、健全経営に向けて、経営としては健全経営に向けてしっかりと対応していき、さらに今後も農業を支えていくということであると思います。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 過去の引き延ばしではなくて、前向きな発言としてとらえていただければと思うのですが、今、農業が大きく変わろうとしているのは皆さん御承知のとおりだと思いますし、仮定の話で動けるか動けないかという前提もあるのでしょうか、TPPという大きな問題の中で、新聞紙上でもちよくちよく出てきますように、6次産業化をどういうふうに進めていくのかというところが、これから農業対策の大きなポイントになってくるのだろうと個人的には考えますけれども、6次産業化を推進していくための一つの拠点として使用していくようなお考えはないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） TPPの問題まだ、これは公社に限らずいろいろな方面に、農業に限らず影響が出てくると思いますが、まだ国としても交渉の席にはまだ着いていないわけでございます。そういったところ、動向を注視しながら対応していかなければいけないと思います。

また、公社の6次産業化のことにつきましては、会社のほうにそういう御意見があったということはお話ししておきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 何点かお聞かせをいただきたいのですが、今年の報告の製造原価報告書7ページの労務賃、労務費ですね。給与から賞与までと、今年度の製造原価を見ますと、給与で言うと約148万1,000円ぐらいですか、上がっていますよね、予定と

しては。賃金というのは、多分パートさんの賃金だと思うのですが、逆に例年と比較すると8万8,000円下がっている。そして賞与は、今年度の実績が392万9,000円で430万円の予定ですから、37万1,000円程度増額になっている。この根拠をお知らせいただきたいのと、給与というのは多分何名かの職員の方だと思うのですが、その人数。そして賃金というのはパートさんだと思うのですが、パートさんの賃金、北海道の最低賃金は毎年少しずつではありますが、改定をされ上昇をしているはずですが、何でこの労賃だけが、賃金だけが減額になっているのか、その辺の理由をお知らせください。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきますと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について終わります。

---

#### ◎日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告について

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が第18期（平成24年度）事業報告書で、別紙2が第19期（平成25年度）の事業計画書になっております。

次のページをお開き願います。

別紙1の第18期（平成24年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成24年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成24年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成24年度は、11月27日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月15日仮オープン、12月22日日本オープンをし、平成25年3月24日をもって営業を終了いたしました。

利用客の状況につきましては、昨年より降雪も多く、早くオープンしましたが、シーズ

《平成25年6月11日》

ンを通しまして週末のたびに暴風雪に見舞われるなど、思うように集客が得られませんでした。それでもS A J（全日本スキー連盟）公認の「遠軽カップアルペン大会」が、今期からF I S（国際スキー連盟）公認の「北海道スキー選手権大会」にランクアップしたこともありまして、合宿誘致といたしまして町の経済効果も含め、今後の来場につながるよい結果を得られることができました。

営業実績の概要でございます。

営業期間、平成24年12月15日から平成25年3月24日、営業日数109日、リフト利用者数21万8,154人、売上高2,311万5,860円。

平成24年度の売上実績表につきましては、別紙第1のとおりでございます。

なお、実績表につきましては、2ページに記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開き願います。4ページは、貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、流動資産は現金及び預金から未収金で324万6,418円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産合わせまして3,024万2,677円で、資産の部合計は3,348万9,095円であります。

負債の部につきましては、流動負債は未払金、未払法人税等、預かり金、未払消費税等を合わせまして84万2,827円で、負債の部合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本は資本金、利益剰余金を合わせまして3,264万6,268円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部合計は3,348万9,095円で、資産額合計と同額になります。

次に、5ページの損益計算書について御説明いたします。

純売上高につきましては、売上高2,311万5,860円、売上原価は当期商品仕入高103万9,259円となり、売上総利益は2,207万6,601円になります。販売費及び一般管理費に4,608万6,481円を要しておりますので、営業利益金額はマイナス2,400万9,880円であります。営業外収益は、受取利息から雑収入まで90万3,586円、営業外費用は雑損失で15万9,408円となっております。経常利益金額はマイナス2,326万5,702円となります。特別利益は、受取補助金の3,108万円あります。特別損失は、固定資産圧縮損1,890万9,000円あります。税引前当期純利益金額は、マイナス1,109万4,702円となり、法人税、住民税及び事業税が20万6,000円ありますので、当期純利益はマイナス1,130万702円となっております。

6ページにつきましては、販売費及び一般管理費で記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

《平成25年6月11日》

次に、7ページの株主資本等変動計算書につきまして御説明いたします。

株主資本の内訳は、前期末資本金は8,000万円で、当期変動額はございません。8,000万円が当期末残高となります。当期変動額が発生しております。繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益がマイナス1,130万702円で、当期末残高がマイナス3,605万3,030円でありますので、当期末残高はマイナス4,735万3,732円となります。株主資本の合計は、資本金に8,000万円を加えました3,264万6,268円で、純資産の合計も同額となります。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

8ページの監査報告書につきましては、記載のとおりでありますのでお目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願いたいと思います。

別紙2の第19期（平成25年度）事業計画書につきまして御説明いたします。

事業計画は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。平成25年度事業計画につきましては、読み上げて説明いたします。

平成25年度事業計画。

1、事業でございます。

人工降雪予定期間につきましては、平成25年12月4日から平成26年1月10日、人工降雪予定日数25日間を予定してございます。営業予定期間につきましては、平成25年12月21日から平成26年3月23日を予定してございます。営業予定日数93日間。営業予定時間につきましては、午前9時から午後9時まで、ナイター営業につきましては午後4時30分から午後9時まで、日没により開始の変更がございます。利用見積人員でございますけれども、26万人を予定してございます。ペアリフトが15万人、バンビリフトが11万人でございます。売上見積につきましては、リフト券1,900万円、シーズン券500万円、売店・レンタル等で210万円、合計で2,610万円を予定してございます。

続きまして、平成25年度収支計画書、別表第2のとおりでございます。

平成25年度の収支計画書につきましては、2ページに記載しておりますのでお開き願います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から受入補助金まで合わせて5,624万3,000円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税まで合わせまして5,618万6,000円の計画であります。

収支差引合計5万7,000円の利益を見込んでいるところでございます。

以上、株式会社フォーレストパークの経営状況報告について説明を終わらせていただきます。

《平成25年6月11日》

○議長（前田篤秀君） 11時25分まで、暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、報告第3号の質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） フォーレストパークについて1点質問をいたしますけれども、普通は新年度の事業方針を文章にして出てくるのだと思うのですが、ないので聞きますが、昨年の売上げが2,310万円ちょっとですね。新年度は2,610万円を予定しているのですが、率にすると13%以上、13%ぐらい売上げが伸びている、伸びるという予想ですよ。それで何か13%伸びる要素があるのかどうかお聞きをしたいです。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） お答えを申し上げたいと思います。

先ほど事業報告で申し上げましたように、昨シーズンにつきましては天候が不順という形で、土日がなかなかお客さんの入り込みがなかったというのが事実であります。それを屋外の競技ですので、その辺につきましては仕方のない面もあるかなと思いますけれども、天候のよくなることを祈ろうと思います。

それと、先ほどありましたFISの大会、ことしも引き続き開催される。新たに国体予選の大会がことし本スキー場、ロックバレースキー場で開催されるということもありますので、その関係で多くのスキーヤー、また合宿等も入っていただけるという形で多くちょっと今回、売上げを見させてもらっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告について終わります。

---

#### ◎日程第7 報告第4号平成24年度遠軽町一般会計繰越明許費について

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成24年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 報告第4号平成24年度遠軽町一般会計繰越明許費について御説明いたします。

《平成25年6月11日》



平成24年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

別紙をお開き願います。

平成24年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費のテレビ視聴環境整備事業につきましては、金額5,690万8,000円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が1,160万2,000円、一般財源が4,530万6,000円です。

同じく2款総務費1項総務管理費のジオパーク情報板設置事業につきましては、金額2,150万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が840万円、地方債が1,310万円です。

3款民生費1項社会福祉費の福祉灯油購入費助成事業につきましては、金額480万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、一般財源が480万円です。

6款農林水産業費1項農業費の畜産担い手育成総合整備事業につきましては、金額1,120万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が299万9,000円、その他が820万1,000円です。

同じく6款農林水産業費1項農業費の用排水路整備事業につきましては、金額1億9,790万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が1億884万5,000円、地方債が8,900万円、一般財源が5万5,000円です。

同じく6款農林水産業費1項農業費の交流促進施設やまびこチップボイラー整備事業につきましては、金額6,440万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が3,000万円、地方債が3,000万円、一般財源が440万円です。

同じく6款農林水産業費1項農業費の道営草地整備事業につきましては、金額500万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、一般財源が500万円です。

8款土木費2項道路橋りょう費の道路擁壁等点検事業につきましては、金額1,300万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が780万円、一般財源が520万円です。

同じく8款土木費2項道路橋りょう費の旭トンネル点検事業につきましては、金額800万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が480万円、一般財源が320万円です。

同じく8款土木費2項道路橋りょう費の除雪機械整備事業につきましては、金額4,184万3,000円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が2,479万8,000円、地方債が1,240万円、一般財源が464万5,000円です。

同じく8款土木費2項道路橋りょう費の南町39号線通道路改良舗装事業につきまして

《平成25年6月11日》

は、金額7,400万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が4,380万円、地方債が2,920万円、一般財源が100万円です。

同じく8款土木費2項道路橋りょう費の白滝市街西線道路改良舗装事業につきましては、金額4,100万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が2,400万円、地方債が1,600万円、一般財源が100万円です。

同じく8款土木費2項道路橋りょう費の東2線道路防雪事業（防雪柵）につきましては、金額8,300万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が4,920万円、地方債が3,280万円、一般財源が100万円です。

同じく8款土木費2項道路橋りょう費の瞰望岩通防雪事業（雪崩柵）につきましては、金額3,600万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が2,100万円、地方債が1,380万円、一般財源が120万円です。

同じく8款土木費6項住宅費の栄行団地公営住宅建設事業につきましては、金額8,211万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が2,940万円、地方債が3,560万円、一般財源が1,711万円です。

同じく8款土木費6項住宅費の栄行団地公営住宅解体事業につきましては、金額300万円を繰り越したもので、財源内訳は未収入特定財源として、国・道支出金が135万円、一般財源が165万円です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成24年度遠軽町一般会計繰越明許費についての報告を終わります。

---

#### ◎日程第8 承認第1号から日程第10 承認第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町一般会計補正予算第11号）、日程第9 承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第3号）、日程第10 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

《平成25年6月11日》

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第1号専決処分書について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等が確定したため、平成25年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億6,822万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1,706万2,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正は、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に5,661万9,000円追加、2項固定資産税に1,128万4,000円追加、3項軽自動車税から9万4,000円減額、4項たばこ税に1,929万円追加、5項入湯税に10万1,000円追加、6項都市計画税に158万2,000円追加し、総額を20億6,518万円としたものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に167万3,000円追加、2項自動車重量譲与税に388万8,000円追加し、総額を1億9,056万1,000円としたものです。

3款利子割交付金につきましては、1項同交付金に170万3,000円追加し、総額を570万3,000円としたものです。

4款配当割交付金につきましては、1項同交付金に143万7,000円追加し、総額を243万7,000円としたものです。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、1項同交付金に17万円追加し、総額を67万円としたものです。

6款地方消費税交付金につきましては、1項同交付金に58万9,000円追加し、総額を2億2,058万9,000円としたものです。

7款自動車取得税交付金につきましては、1項同交付金に1,109万8,000円追加し、総額を4,109万8,000円としたものです。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項同交付金に137万8,000円追加し、総額を437万8,000円としたものです。

《平成25年6月11日》

9 款地方特例交付金につきましては、1 項同交付金から 1 0 6 万円減額し、総額を 6 9 4 万円としたものです。

1 0 款地方交付税につきましては、1 項地方交付税に 1 2 億 1, 2 6 3 万 8, 0 0 0 円追加し、総額を 8 4 億 1, 1 5 3 万 1, 0 0 0 円としたものです。

1 1 款交通安全対策特別交付金につきましては、1 項同交付金に 1 0 万 1, 0 0 0 円追加し、総額を 3 1 0 万 1, 0 0 0 円としたものです。

1 4 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金から 2 1 万 3, 0 0 0 円減額し、総額を 1 0 億 7, 5 1 4 万 7, 0 0 0 円としたものです。

1 5 款道支出金につきましては、1 項道負担金に 3 4 6 万 9, 0 0 0 円追加し、総額を 6 億 3, 7 9 0 万 2, 0 0 0 円としたものです。

1 6 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入に 6 0 万 5, 0 0 0 円追加し、総額を 4, 7 5 3 万 7, 0 0 0 円としたものです。

1 7 款寄附金につきましては、1 項寄附金に 1, 3 3 3 万 5, 0 0 0 円追加し、総額を 1, 8 4 4 万 6, 0 0 0 円としたものです。

1 8 款繰入金につきましては、1 項基金繰入金から 6, 0 7 3 万 9, 0 0 0 円減額し、総額を 1, 2 3 0 万円としたものです。

2 0 款諸収入につきましては、5 項雑入に 2 0 6 万 9, 0 0 0 円追加し、総額を 1 億 2 3 8 万 1, 0 0 0 円としたものです。

2 1 款町債につきましては、1 項町債から 1, 2 7 0 万円減額し、総額を 2 1 億 8, 0 9 0 万円としたものです。

これによりまして、歳入合計 1 4 5 億 4, 8 8 3 万 9, 0 0 0 円に、1 2 億 6, 8 2 2 万 3, 0 0 0 円追加し、総額を 1 5 8 億 1, 7 0 6 万 2, 0 0 0 円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 1 3 億 8, 0 8 3 万 5, 0 0 0 円追加し、総額を 4 2 億 1, 0 1 5 万 6, 0 0 0 円としたものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費から 8, 8 4 1 万 5, 0 0 0 円減額し、総額を 2 9 億 9, 6 0 1 万 4, 0 0 0 円としたものです。

8 款土木費につきましては、1 項土木管理費に 3 万 1, 0 0 0 円追加、2 項道路橋りょう費から 1, 5 4 8 万 2, 0 0 0 円減額し、総額を 2 0 億 5, 6 9 4 万 4, 0 0 0 円としたものです。

1 0 款教育費につきましては、1 項教育総務費に 3 1 6 万 1, 0 0 0 円追加し、総額を 9 億 9, 5 8 1 万 8, 0 0 0 円としたものです。

1 2 款公債費につきましては、1 項公債費から 1, 1 9 0 万 7, 0 0 0 円減額し、総額を 2 3 億 5, 4 1 6 万 3, 0 0 0 円としたものです。

これによりまして、歳出合計 1 4 5 億 4, 8 8 3 万 9, 0 0 0 円に、1 2 億 6, 8 2 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 1 5 8 億 1, 7 0 6 万 2, 0 0 0 円としたも

のです。

次に、第2表地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更につきましては、道路新設改良事業は、額の確定により、限度額1億9,810万円を1億9,760万円としたものです。

公営住宅建設事業は額の確定により、限度額1億4,400万円を1億4,820万円としたものです。

消防救急デジタル無線整備事業は額の確定により、限度額3億880万円を2億9,240万円としたものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様です。

また、30ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載していますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

14ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業13億8,083万5,000円の追加は、地方交付税等の増及び基金利子の確定並びに指定寄附金などによるものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業8,522万円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものです。後期高齢者医療事業319万5,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費3万1,000円は、土地開発基金利子の精査によるものです。

2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、除雪対策事業1,548万2,000円の減額は、道路除排雪業務等に係る執行精査です。3目道路橋りょう新設改良費は、財源の振替です。

6項住宅費2目住宅建設費は、財源の振替です。

9款消防費1項消防費1目消防費は、財源の振替です。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業316万1,000円の追加は、指定寄附金及び基金利子の精査です。

12款公債費1項公債費1目元金、公債費償還元金23万1,000円の減額は、町債償還元金の精査です。2目利子、公債費償還利子1,155万9,000円の減額は、町債償還利子及び一時借入金利子の精査です。3目公債諸費、公債費償還諸費11万7,000円の減額は、起債の借り入れ及び償還に伴う手数料の精査です。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをお開き願います。

《平成25年6月11日》

## 2、歳入。

1 款町税 1 項町民税 1 目個人町民税 4, 2 6 5 万円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。2 目法人町民税 1, 3 9 6 万 9, 0 0 0 円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

2 項固定資産税 1 目固定資産税 1, 1 2 8 万 4, 0 0 0 円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

3 項軽自動車税 1 目軽自動車税 9 万 4, 0 0 0 円の減額は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額です。

4 項たばこ税 1 目町たばこ税 1, 9 2 9 万円は、現年課税分の追加です。

5 項入湯税 1 目入湯税 1 0 万 1, 0 0 0 円は、現年課税分の追加です。

6 項都市計画税 1 目都市計画税 1 5 8 万 2, 0 0 0 円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税 1 目同譲与税は 1 6 7 万 3, 0 0 0 円の追加です。

2 項自動車重量譲与税 1 目同譲与税は 3 8 8 万 8, 0 0 0 円の追加です。

3 款利子割交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 1 7 0 万 3, 0 0 0 円の追加です。

4 款配当割交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 1 4 3 万 7, 0 0 0 円の追加です。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 1 7 万円の追加です。

6 款地方消費税交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 5 8 万 9, 0 0 0 円の追加です。

7 款自動車取得税交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 1, 1 0 9 万 8, 0 0 0 円の追加です。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 1 3 7 万 8, 0 0 0 円の追加です。

9 款地方特例交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 1 0 6 万円の減額です。

1 0 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 1 2 億 1, 2 6 3 万 8, 0 0 0 円は、普通交付税及び特別交付税の追加です。

1 1 款交通安全対策特別交付金 1 項同交付金 1 目同交付金は 1 0 万 1, 0 0 0 円の追加です。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 2 1 万 3, 0 0 0 円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金の減額です。

1 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金 3 4 6 万 9, 0 0 0 円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金の追加及び後期高齢者医療基盤安定拠出金負担金の減額です。

1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 6 0 万 5, 0 0 0 円の追加は、基金利子の確定によるものです。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 1, 3 3 3 万 5, 0 0 0 円の追加につきましては、3 月 3 1 日までの寄附に係るものであります。内訳は、社会福祉振興資金として、網

走市、藤田カツエ様から7万5,000円。丸瀬布、平山典保様から10万円。匿名希望者様から3万円。図書館用図書購入資金として、学田2丁目、篠原玲子様から3万円。スポーツ振興資金として、2条通北6丁目、横溝眞徳様から10万円。スポーツ普及振興資金として、匿名希望者様から1,000万円。奨学資金貸付資金として、湧別町、株式会社渡辺組様から300万円。以上、指定寄附金がありましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金6,073万9,000円の減額は、財政調整基金の繰り入れを行わなかったことによる減額です。

20款諸収入5項雑入6目雑入206万9,000円の追加は、宝くじ交付金の確定による追加です。

21款町債1項町債5目土木債370万円の追加は、道路新設改良事業債及び公営住宅建設事業債の精査です。6目消防債1,640万円の減額は、消防救急デジタル無線整備事業債の精査です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号専決処分書について御説明いたします。

平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金等が確定したため、平成25年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次のページの別紙をお開き願います。

平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,044万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億8,629万円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を5,368万1,000円減額、2項国庫補助金を2,755万9,000円減額し、総額を5億4,273万6,000円としたものです。

《平成25年6月11日》

4款療養給付費交付金につきましては、1,736万6,000円を減額し、総額を7,698万1,000円としたものです。1項同額です。

5款前期高齢者交付金につきましては、983万6,000円を追加し、総額を7億7,107万9,000円としたものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金を513万5,000円減額、2項道補助金に2,527万3,000円を追加し、総額を1億4,212万9,000円としたものです。

7款共同事業交付金につきましては、5,503万6,000円を減額し、総額を2億7,219万4,000円としたものです。1項同額です。

9款繰入金につきましては、8,522万円を減額し、総額を2億9,065万6,000円としたものです。1項同額です。

10款繰越金につきましては、739万9,000円を追加し、総額を3,894万7,000円としたものです。1項同額です。

11款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料に153万2,000円を追加、3項雑入に951万円を追加し、総額を1,135万3,000円としたものです。

これよりまして、歳入合計27億7,673万7,000円から1億9,044万7,000円を減額し、総額を25億8,629万円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費を1億5,084万7,000円減額し、総額を17億4,392万2,000円としたものです。

7款共同事業拠出金につきましては、3,960万円減額し、総額を3億2,993万3,000円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計27億7,673万7,000円から1億9,044万7,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の25億8,629万円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源の振替です。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費の1億5,084万7,000円は、財源の振替です。2目退職被保険者等療養給付費は、財源の振替です。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金は、財源の振替です。

6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金は、財源の振替です。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金は、医療費拠出



金の確定による2,050万円の減額と財源の振替です。2目保険財政共同安定化事業拠出金は、医療費拠出金の確定による1,910万円の減額と財源の振替です。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金4,854万6,000円の減額は、財源の振替です。同じく3款1項2目高額医療費共同事業負担金513万5,000円の減額は、財源の振替です。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金2,770万1,000円の減額は、財源の振替です。同じく3款2項3目高齢者医療制度円滑運営事業補助金14万2,000円の追加は、財源の振替です。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金1,736万6,000円の減額は、財源の振替です。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金983万6,000円の追加は、財源の振替です。

6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金513万5,000円の減額は、財源の振替です。同じく6款2項道補助金1目財政調整交付金2,527万3,000円の追加は、財源の振替です。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金1,702万8,000円の減額は、財源の振替です。同じく7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金3,800万8,000円の減額は、財源の振替です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金8,522万円の減額は、財源の振替です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金739万9,000円の追加は、前年度繰越金額の確定による追加です。

11款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目一般被保険者延滞金153万2,000円の追加は、延滞金額の確定による追加です。同じく11款3項雑入2目一般被保険者第三者納付金611万5,000円の追加は、納付金額の確定による追加です。同じく11款3項3目退職被保険者等第三者納付金339万5,000円の追加は、納付金の確定による追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 食事のため、1時まで暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

---

午後 0時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 先ほどの承認第2号専決処分の承認を求めることについての説明の一部を訂正をさせていただきたいと思います。

歳入の専決補正の理由につきましては、事業費の決定に伴う負担金、交付金、補助金などの精査によるものであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号専決処分書について御説明いたします。

平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したため、平成25年3月31日付で専決処分を行ったものです。

次のページをお開き願います。

平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,551万1,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款繰入金につきましては、319万5,000円を減額し、総額を8,668万6,000円としたものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、103万2,000円を追加し、総額を103万3,000円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計2億8,767万4,000円から216万3,000円を減額し、総額を2億8,551万1,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、216万3,000円を減額し、総額を2億8,358万5,000円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計2億8,767万4,000円から216万3,000円を

《平成25年6月11日》

減額し、総額を歳入歳出同額の2億8,551万1,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合納付金の確定による216万3,000円の減額及び財源の振替です。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページに戻りまして、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金319万5,000円は、保険基盤安定繰入金1万円の減額と、その他一般会計繰入金318万5,000円の減額と繰入金の確定による減額です。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金103万2,000円につきましては、前年度繰越金の確定による追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました承認3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、18ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款消防費、24ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、26ページから27ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 12款公債費、28ページから29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款町税、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2款地方譲与税、8ページから9ページ。

《平成25年6月11日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款利子割交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款配当割交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 5款株式等譲渡所得割交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款地方消費税交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款自動車取得税交付金、8ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 9款地方特例交付金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 10款地方交付税、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 11款交通安全対策特別交付金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 15款道支出金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 16款財産収入、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 17款寄附金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 18款繰入金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 20款諸収入、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 21款町債、10ページから13ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第2表、地方債補正、4ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成25年6月11日》

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2款保険給付費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款後期高齢者支援金等、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款介護納付金、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款共同事業拠出金、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款前期高齢者交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款共同事業交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 11款諸収入、6ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

4款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 5款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、承認第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程した承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(平成24年度遠軽町一般会計補正予算第11号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(平成24年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

安藤農政林務課長。

○農政林務課長(安藤清貴君) 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営報告の中で、山田議員から製造原価、労務費についての御質問がございましたので、御答弁させていただきます。

給与・賞与の上がった理由でございますけれども、平成24年度途中に採用した職員の分というふうにお聞きしております。職員分の給与・賞与というふうにお聞きしております。なお、職員は、現在5名でございます。

賃金が下がった理由でございますけれども、通年雇用が今18名でございますけれども、そのほかに忙しいときに臨時でパートさんを頼むことがございます。その加工日数等が

かなり流動的であるということで、計画上の数字で2,400万円を計上したというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今回の答弁ではあれですか、4名だった職員が昨年途中から1名ふえて5名になりましたと。したがって今年度の実績のほうの1,141万9,000円につきましては4名分で計算されていて、今回上がった分は、ふえた分の1名分だという説明ですか。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） お答え申し上げます。

臨時職員から正職員に変わったというふう聞いております。（「人数は」と発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 人数は変わってございません。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） よく説明がわからないのですが、臨時職員というのは給与でなくて賃金ですよ、支出先は、支出元は、ですよ。その賃金のほうから給与のほうに変更になったと、給与体系が変更になったということですよ。1,290万円今年度予算を計上して、これで5名ということになると一人頭250万円、年収250万円ちょっとですか、余りにも一人当たり250万円といたら、年収としては低すぎませんか。農協の職員といたら大体そんなものなのですか、正規の職員として250万円といたら低すぎませんか。その辺の賃金体系どうなっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時14分 休憩

---

午後 1時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 訂正をお願いいたします。

私、先ほど職員が5名と言いましたけれども、4名の間違いでございました。申しわけございません。訂正しておわび申し上げます。（「給与の部分」と発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 給与につきましては、年収で430万円ほどになります。（「430万円の1,230万円なら3名分」と発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 給与と賞与を含めまして4人で割りますと、その数字に

なります。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

---

#### ◎日程第 1 1 議案第 1 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 1 議案第 1 号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第 1 号表彰について説明いたします。

遠軽町表彰条例第 2 条の規定により、次のとおり表彰したく議会の議決を求めるものがあります。

遠軽町表彰条例第 2 条第 3 号エに該当いたします社会功労でありまして、湧別町中湧別南町 9 2 9 番地の 1、株式会社渡辺組様から、奨学資金貸付資金といたしまして 3 0 0 万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、1 件の法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 1 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 1 2 議案第 2 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 2 議案第 2 号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第 2 号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することにつきまして御説明を申し上げます。

遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

《平成 2 5 年 6 月 1 1 日》



平成22年9月の定例会におきまして、計画の策定を御決定をいただいております遠軽町過疎地域自立促進市町村計画ですけれども、この市町村計画につきましては御存じのとおり、過疎地域市町村の自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえて地域の特性を生かしつつ地域の自立の促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に策定したものでございます。

今回、この計画の一部を変更するものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項には、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるという規定がございまして、さらにこの場合において当該市町村は、あらかじめ都道府県に協議しなければならないと規定されております。

この第7項に読みかえ規定がございまして、この規定は変更についても準用するということになっております。

今回のこの計画の変更につきましては、平成25年5月20日北海道知事との協議が整いましたので、法の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の規定につきましては、3点ございます。

平成25年度当初予算におきまして議決をいただいておりますPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によるPCB廃棄物処理業務委託料及び北見赤十字病院に対します北見赤十字病院改築工事負担金、さらに今議会におきまして補正予算の計上を提案しております遠軽中央幼稚園に対します認定こども園整備事業補助金について、財源といたしまして過疎対策事業債を借入れ充当するため、計画を変更し、事業計画に追加するものでございます。

この計画に登載されていない事業につきましては、過疎対策事業債の借入れができないというものでございまして、実施段階においては極めて重要な計画となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

左側が変更前、右側が変更後でございます。

1点目につきましては自立促進施策区分、4、生活環境の整備に係る変更でございます。

本文の(2)その対策、カ、その他の①といたしまして、「町民の安全・安心な生活を確保するため、PCB廃棄物の適正な処理を行う。」を追加いたしまして、①を②に、②を③に繰り下げをいたします。

事業計画の事業名に「(6)過疎地域自立促進特別事業」、事業内容に「PCB廃棄物処理事業、PCB廃棄物処理業務委託(処理量1,913.6キログラム)、事業の必要性といたしまして人体及び環境に有害なPCB廃棄物を法に定められた期間内に適正に処理する必要があるため、事業効果といたしましてPCB廃棄物を適切に処理することにより、

町民の健康保護及び生活環境の保全が確保される。」、事業主体に「町」をそれぞれ追加するものでございます。

2点目につきましては、5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る変更でございます。

本文(2)その対策、イ、児童福祉の③といたしまして、「保育環境の充実を図るため、保育所及び認定こども園等の施設を整備する。」を追加し、事業計画の事業名に「(4)認定こども園」、事業内容に「認定こども園整備事業、認定こども園整備事業補助金(遠軽中央幼稚園)」、事業主体に「学校法人」をそれぞれ追加するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3点目につきましては、6、医療の確保に係る変更でございます。

本文の変更はございません。事業計画のみの変更となります。事業名は変更ございません。事業内容に「北見赤十字病院改築事業、北見赤十字病院改築工事負担金」、事業主体に「民間医療機関」をそれぞれ追加するものでございます。

次のページにつきましては、参考資料でございます。

今回の変更した事業を追加した年度別の事業計画を、事業名、事業内容、事業主体、概算事業費、年度区分を掲載してございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長(前田篤秀君) これより、議案第2号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第3号から日程第14 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第14 議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長(寒河江陽一君) 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。

北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を変更することについて協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1に、北空知圏学校給食組合を加えるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第4号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御説明いたします。

北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1中、「空知総合振興局34」を「空知総合振興局35」に改め、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加えるものです。

また、別表第2、第9項中、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加えるものです。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成25年6月11日》

これをもって、質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第5号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長(松橋行雄君) 議案第5号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまでの障害者の定義に新たに治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、18歳以上であるものが加わり、このたび政令により対象となる130の疾患が示されたことから、関係条例の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第1条関係の遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例、第2条関係の遠軽町日常生活

用具給付等事業条例、第3条関係の遠軽町障害者生活サポート事業条例及び第4条関係の遠軽町障害者及び障害児日中一時支援事業条例に共通した改正として、第2条第1項中のうち18歳以上である者の次に「並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」を加える。

次に、第2条関係の遠軽町日常生活用具給付等事業条例につきましては、前項の規定に加え第2条に次の1項を加える。「第4項、この条例において「援護」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における自立支援給付の支給決定を行っていることをいう。」

第6条第1号中、住民台帳に記録されている者の次に「又は本町で援護を実施し、支援が必要な者」を加え、「給付においては対象者と同一の世帯の各世帯員が申請月の属する年度」を、「給付においては対象者及び配偶者（対象者が障害児である場合にあっては、対象者と同一世帯の世帯員全員）が申請月の属する年度」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の規定、第2条の規定による改正後の遠軽町日常生活用具給付等事業条例の規定、第3条の規定による改正後の遠軽町障害者生活サポート事業条例の規定及び第4条の規定による改正後の遠軽町障害者及び障害児日中一時支援事業条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第6号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成25年6月11日》

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第6号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億481万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億2,031万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に480万円追加し、総額を9億5,637万5,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に5,735万1,000円追加、3項委託金に35万7,000円追加し、総額を6億868万7,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に63万円追加し、総額を66万円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に3万円追加し、総額を1億6,060万8,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に814万4,000円追加し、総額を5,814万4,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に440万円追加し、総額を2億624万9,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に2,910万円を追加し、総額を15億5,780万円とするものです。

これによりまして、歳入合計136億1,549万8,000円に1億481万2,000円を追加し、総額を137億2,031万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に303万円追加し、総額を30億1,183万3,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費から239万9,000円減額し、2項児童福祉費に9,086万9,000円追加し、総額を26億2,224万5,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、2項林業費に19万3,000円追加し、総額を3億2,884万3,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に20万円追加し、総額を3億7,756万9,

《平成25年6月11日》

000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費に800万円追加し、総額を19億838万7,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費に200万円追加し、総額を7億2,738万4,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に73万7,000円追加、2項小学校費に200万円追加、3項中学校費から189万3,000円減額、4項学校給食費に204万5,000円追加、6項社会教育費に3万円追加し、総額を10億4,379万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計136億1,549万8,000円に1億481万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の137億2,031万円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

1、追加は、認定こども園整備事業の実施に伴い、限度額2,590万円を設定するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

2、変更は、道路新設改良事業の追加により、限度額1億1,160万円を1億1,480万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

なお、33ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

9ページをお開き願います。

### 3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源の振替です。6目企画費、企画一般経費240万円につきましては、宝くじの社会貢献事業の一環として、財団法人自治総合センターの助成を受け実施するもので、学田地域協議会が行うコミュニティ活動に使用する除雪機、保管用車庫の整備に対する補助であります。財源は、全額コミュニティ助成事業助成金であります。15目基金運営費、基金運営事業63万円につきましては、指定寄附金6件、ふるさと納税7件によるまちづくり振興基金積立金の追加です。

3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業239万9,000円の減額につきましては、予算編成時、母子通園センターの正職員が3月末で退職することが決まっていたが、後任が未定であったため嘱託職員1名分を予算計上していましたが、正職員が配置されたため、計上していた嘱託職員に係る費用を減額するものです。

2項児童福祉費4目児童館費、児童館運営事業28万2,000円につきましては、東児童館に勤務する嘱託職員の町内転居に伴う追加であり、報酬職分社会保険料3万1,0

00円は、手当がふえたことによる社会保険料の増、費用弁償25万1,000円は通勤手当分であります。5目保育所費、保育所運営事業9,058万7,000円につきましては、保育所の保育士の減及び保育所児童数の増に伴う嘱託職員3名分の追加と、遠軽中央幼稚園が実施します幼稚園と保育所が一体となって子育て支援を行う、認定こども園の建設費補助であります。嘱託職員報酬504万9,000円と報酬職分社会保険料80万円は嘱託職員3名分、賃金職分社会保険料6,000円と臨時職員賃金159万4,000円は嘱託職員の代替分、費用弁償20万9,000円は嘱託職員の通勤手当分、普通旅費2万2,000円は認定こども園整備事業事務用、認定こども園整備事業補助金8,290万7,000円の財源は、道支出金5,699万9,000円であります。

6款農林水産業費2項林業費2目林業施設費、国産材需要開発センター木楽館管理事業19万3,000円につきましては、木楽館の工作室で使用している電気湯沸かし器が故障したため更新するものです。

7款商工費1項商工費3目消費者行政推進費、消費行政一般経費20万円につきましては、道の消費者行政活性化基金に積み増しがあったため、平成25年度において事業計画を申請した市町村に対して交付されることになったもので、消費者問題の解決力を強化するため講演会を開催するものです。消費者生活講演会講師謝礼金19万1,000円は、高校生向けと一般向けの講演会2回実施分、消耗品9,000円は講演会に係るものであります。財源は、全額道支出金であります。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業800万円につきましては、国の緊急経済対策により平成24年度補正予算で計上した南町39号線通道路改良舗装工事について、国より満額措置がされなかったため、本年度を最終事業年度としていることから、不足額分を平成25年度予算で措置することになったものであります。財源は、国庫支出金480万円であります。

9款消防費1項消防費1目消防費、防災対策事業200万円につきましては、宝くじの社会貢献事業の一環として、財団法人自治総合センターの助成を受け実施するもので、北8丁目自治会、自主防災会が防災力を強化するため整備する防災備蓄倉庫、発電機、組み立てリヤカー、テント等の購入に係る補助であります。財源は、全額コミュニティ助成事業助成金であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、英語指導助手招致事業73万7,000円につきましては、丸瀬布、白滝地域担当の英語指導助手交代に係るもので、当初、契約を更新する予定でありましたが、急遽自己都合により7月末の契約満了と帰国することになり、新たに語学指導助手を迎えるための経費であります。英語指導助手報償費14万1,000円は、現指導助手の帰国旅費の不足分と新任指導助手の赴任旅費及び研修旅費。普通旅費3万1,000円は、新任指導助手の迎えに係る職員旅費。その他保険料2,000円は、ジェット傷害保険料の新規加入と継続加入の差額分。有料道路通行料1万円、駐車場等使用料3,000円は新任指導助手の迎えに係る費用。備品購入費41万3,

《平成25年6月11日》



000円は、寝具の購入及び指導助手が入居している住宅の給湯ボイラー、FFストーブが老朽化により故障していることから更新するものです。自治体国際化協会負担金13万7,000円は、新任指導助手の渡航負担金であります。

2項小学校費2目教育振興費、小学校特別支援教育支援員配置事業200万円につきましては、特別支援教育を必要とする児童・生徒の状況変化と、各学校からの支援員配置要望等により支援員2名を中学校から小学校へ配置がえするもので、小学校が2名ふえて11名に、中学校が2名減って5名となっており、これに係る追加であります。なお、中学校費で同額減額をしております。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費10万7,000円につきましては、生田原中学校の嘱託公務補の新規任用に伴う通勤手当分の費用弁償を追加するものです。2目教育振興費、中学校特別支援教育支援員配置事業200万円の減額につきましては、教育支援員2名を中学校から小学校へ配置がえするもので、同額小学校費に追加しています。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理一般経費204万5,000円につきましては、南中学校の給食担当職員が4月30日に退職したため、嘱託職員を配置するもので、嘱託職員報酬159万円と報酬職分社会保険料26万5,000円は1名、11カ月分。臨時職員賃金19万円は、嘱託職員の代替分であります。

6項社会教育費2目図書館費、図書館図書室管理運営事業3万円につきましては、指定寄附金に係る図書購入費の追加です。財源は、まちづくり振興基金からの繰り入れであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

## 2、歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金480万円につきましては、南町39号線道路改良舗装工事に係る交付金です。

15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金5,699万9,000円につきましては、認定こども園に係る保育所緊急整備事業補助金です。7目商工費道補助金35万2,000円につきましては、消費者問題の解決力強化に係る消費者行政活性化事業補助金であります。

3項委託金4目教育費委託金35万7,000円につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金でありまして、昨年度に引き続き現教育相談員をスクールソーシャルワーカーとして活用し、事業を推進するものであります。なお、委託金は、教育相談員の報酬に充当することから、歳出予算の計上はありません。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金56万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、札幌市、國松キヌ様から5万円。豊里、前島英資様から20万円。社会福祉振興資金として、2条通北6丁目、辻啓子様から3万円。豊里、生駒弘幸様から3万

円。生田原、山下吉之助様から5万円。南町1丁目、大石橋和久様から20万円。3目ふるさと納税寄附金7万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、横浜市、北山繁行様から1万円。札幌市、坂井照雄様から1万円。埼玉県蕨市、川上利光様から1万円。匿名希望者様4名からそれぞれ1万円。以上、指定寄附金がありましたので、寄附者の御意志に沿いまして、予算措置をしたところです。

18款繰入金1項基金繰入金2目まちづくり振興基金繰入金3万円につきましては、図書館用図書購入に係る基金繰入金の追加であります。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金814万4,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

20款諸収入5項雑入6目雑入440万円につきましては、コミュニティ助成事業助成金で、内訳は学田地域協議会へのコミュニティ助成事業240万円、北8丁目自治会自主防災会への地域防災組織育成助成事業200万円であります。

21款町債1項町債1目民生債2,590万円につきましては、認定こども園整備に係る事業債であります。5目土木債320万円につきましては、南町39号通道路改良舗装工事に係る道路新設改良事業債であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第6号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、15ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、17ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、19ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款消防費、21ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、23ページから32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成25年6月11日》

○議長（前田篤秀君） 15 款道支出金、7 ページから8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17 寄附金、7 ページから8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18 款繰入金、7 ページから8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 19 款繰越金、7 ページから8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20 款諸収入、7 ページから8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21 款町債、7 ページから8 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 発委第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 発委第1号遠軽町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会基本条例の制定について。

遠軽町議会基本条例を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由を述べる前に、この議会基本条例につきましては、さきの3月定例会におきまして、議会改革活性化等調査特別委員会から報告がなされていますが、議長から特別委員会で報告があった三つの事件について、細部を含めた今後の取り扱いについて議会運営委員会で協議を行うよう御指示がありました。

これを受けまして、議会運営委員会では4回にわたって協議を重ね、今回の提案に至っ

たものであります。

それでは、遠軽町議会基本条例の提案理由につきまして述べさせていただきます。

提案理由は、今後、議会が目指すべき姿として、広く町民の声を聞き、町民にとってわかりやすく、開かれた議会運営を目指すこととしております。そのため議会が町民の代表機関として、地域の発展、町民の福祉の向上と豊かなまちづくりのために、たゆみない努力を続けることを決意し、議会及び議員の活動原則等基本事項を定め、町民の信託に応えるため議会の最高規範として、本条例を制定することとしております。

次のページ、別紙をお開きください。

遠軽町議会基本条例につきまして、その内容について御説明いたします。

第1章は、総則として、本条例の制定目的について規定しております。

第2章は、二元代表制の充実と住民自治の観点による議会及び議員の使命についてと町民全体の奉仕者である議員の政治倫理について規定しております。

第3章は、議会が、住民自治を基礎とする町民の代表機関であることを踏まえた議会及び議員の活動原則についてと、議会活動を円滑に行うために会派を結成できる旨を規定しております。

第4章は、議会の活動に関する説明責任を果たすため、町民参加及び町民との協働について規定しております。

第5章は、町長と議長は、互いに町民から選挙され、町長の特認制と議会の合議制の特性を生かした地方自治を充実させるため、行政と議会の協働について規定しています。また、議会の議決事件についても規定しております。

第6章は、議会の機能として議会費の確立、議員定数、議員研修の充実強化、議会事務局の体制整備などについて規定しております。

第7章は、会議の運営として、委員会活動のほか、主導的かつ機動的な議会活動の推進についても規定しております。

第8章は、本条例が議会運営と活動における最高規範であることの位置づけのほか、町民に対する議会及び議員の責務について規定しております。また、必要に応じた条例改正についても規定しております。

附則としまして、1の施行期日は、平成25年7月1日であります。2の遠軽町議会の議会の議決すべき事件を定める条例の廃止は、遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の内容について、本条例第11条におきまして規定しておりますので、廃止するものであります。

以上が提出条例の主な概要であります。

最後に、私たち議員が選挙によって選ばれた町民の代表であるという基本原則をこれまで以上に自覚しながら、この条例の前文にうたっているように、町民に対し、開かれた議会を目指し、町民の意思が本当に議会に反映されているかを常に考え、議員一同がこの条例を遵守し、そして力を結集し、議会活動に取り組むならば、必ずや町政の発展につなが

るものと確信をしております。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、発委第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会基本条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会します。

午後 2時01分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	岩	田	篤	秀
署	名	議	員	岩	澤
署	名	議	員	武	征
				奥	田
					稔